

平成 27 年度

第一回 西部児湯二次医療圏  
地域医療構想調整会議

日 時 平成 27 年 7 月 28 日 (火)  
午後 3 時 30 分から 4 時 20 分まで

場 所 高鍋保健所 2 階 研修室

## (1) 地域医療構想の概要について

# なぜ地域医療機能が必須になるのか？

医療における2025年問題

- ・ 2025年とは田舎の世代が75歳になる年

- 地域・介護需要の最大化

- 高齢者人口の増加には大きな地域差

- 一地域によつては高齢者人口の減少が既に開始  
- 地域の実情に応じた対応が必要

医療の機能に見合つた資源の効率化かつ効率的な  
配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が  
状態に見合つた病床で、状態にふさわしい、より良質  
な医療サービスを作る二点が必要。

# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要

## 題旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に賜する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するなども、地域医療法等の関係法律について所要の整備等を行う。

## 概要

### 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
  - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
  - ②医師確保支援を行う地域医療センターの機能を法律に位置付け

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に施行し、多様化  
※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別養老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

### 4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

## 施行期日・予定期

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

# 高齢化の状況

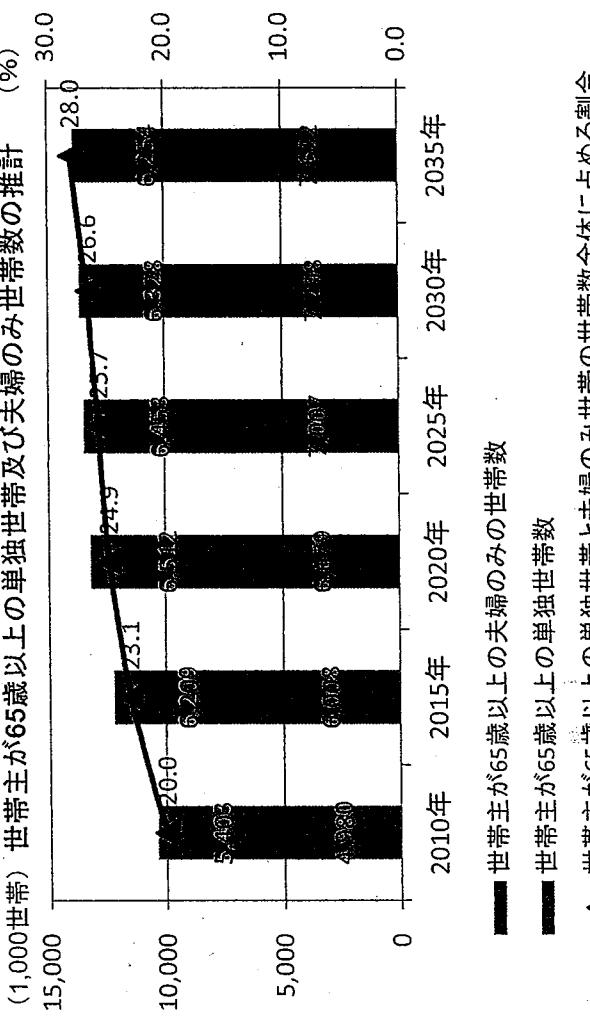
① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

② 65歳以上の高齢者うち、「認知症高齢者の日常生活自立度」が増加していく。



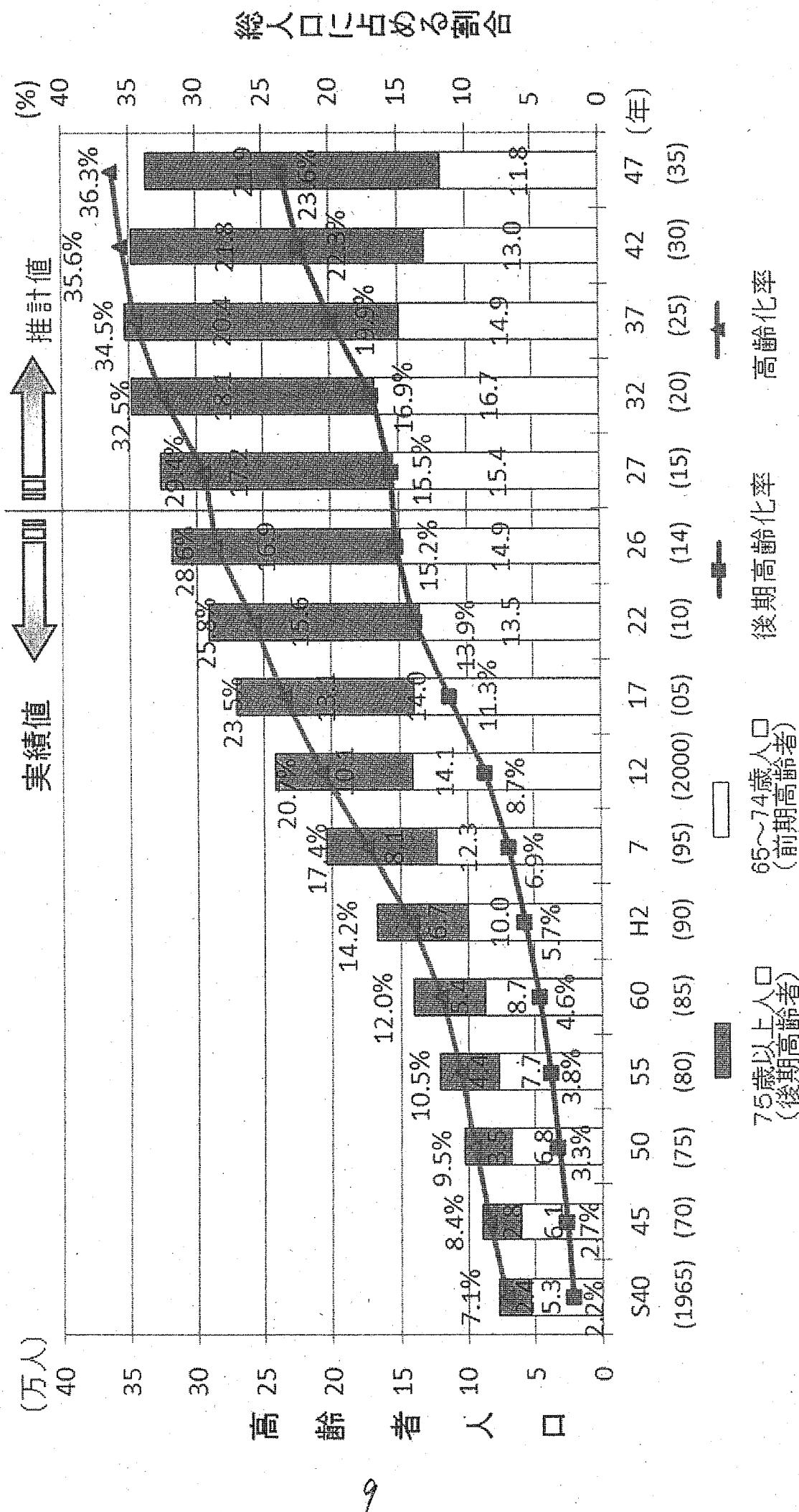
③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



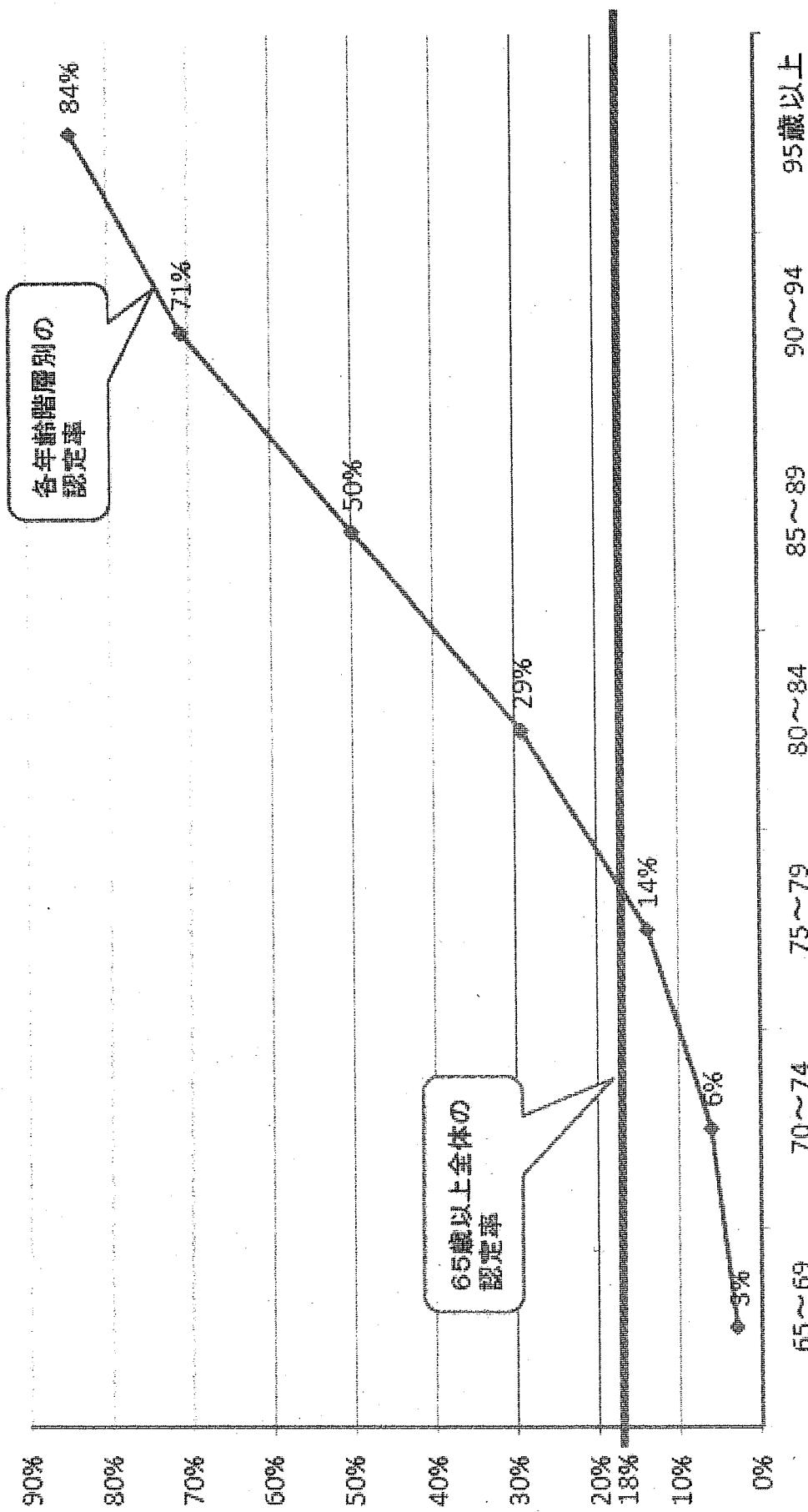
④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。



## 本県の高齢者人口の推移



# 年齢階層別の要介護(要支援)認定率



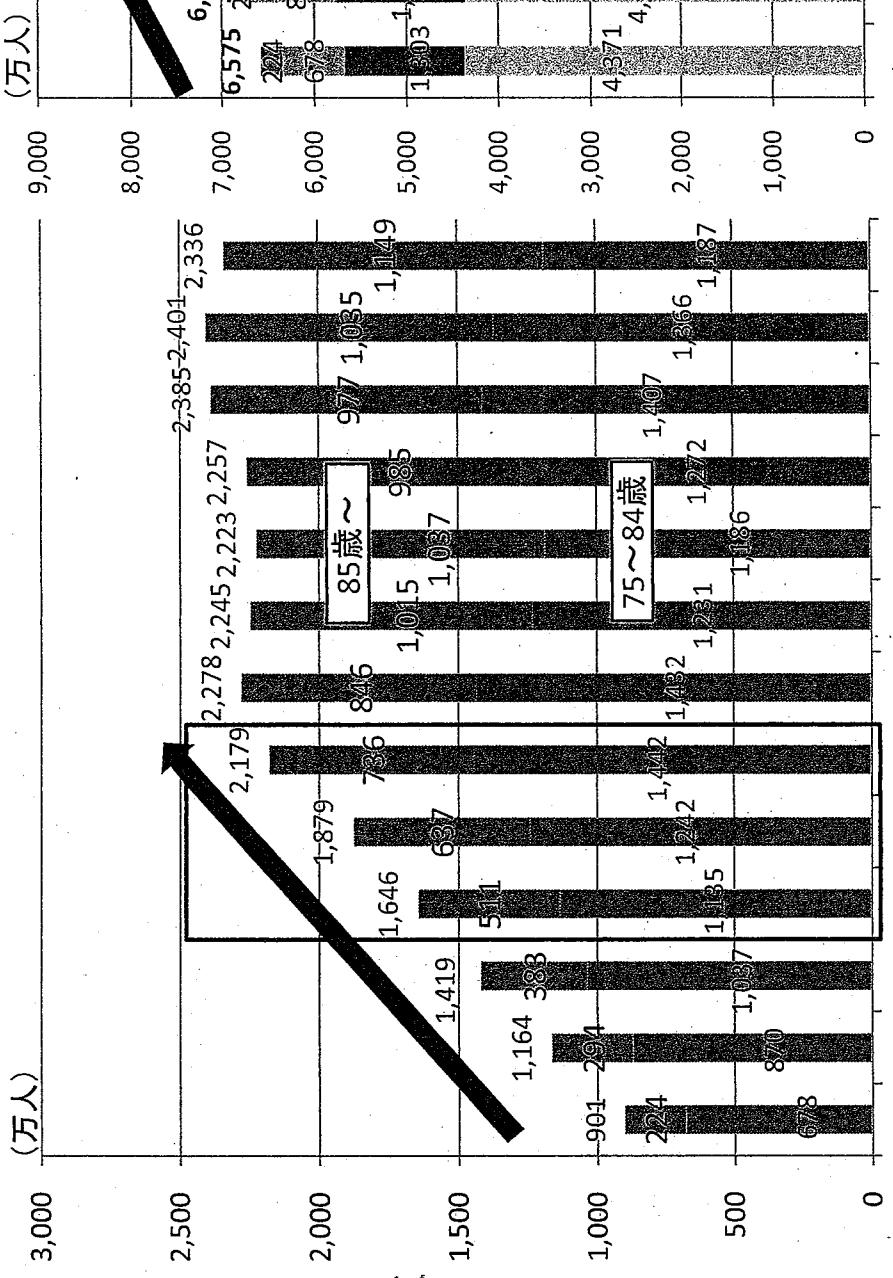
出典：社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護給付費実態調査（平成24年11月審査分）

## ○要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

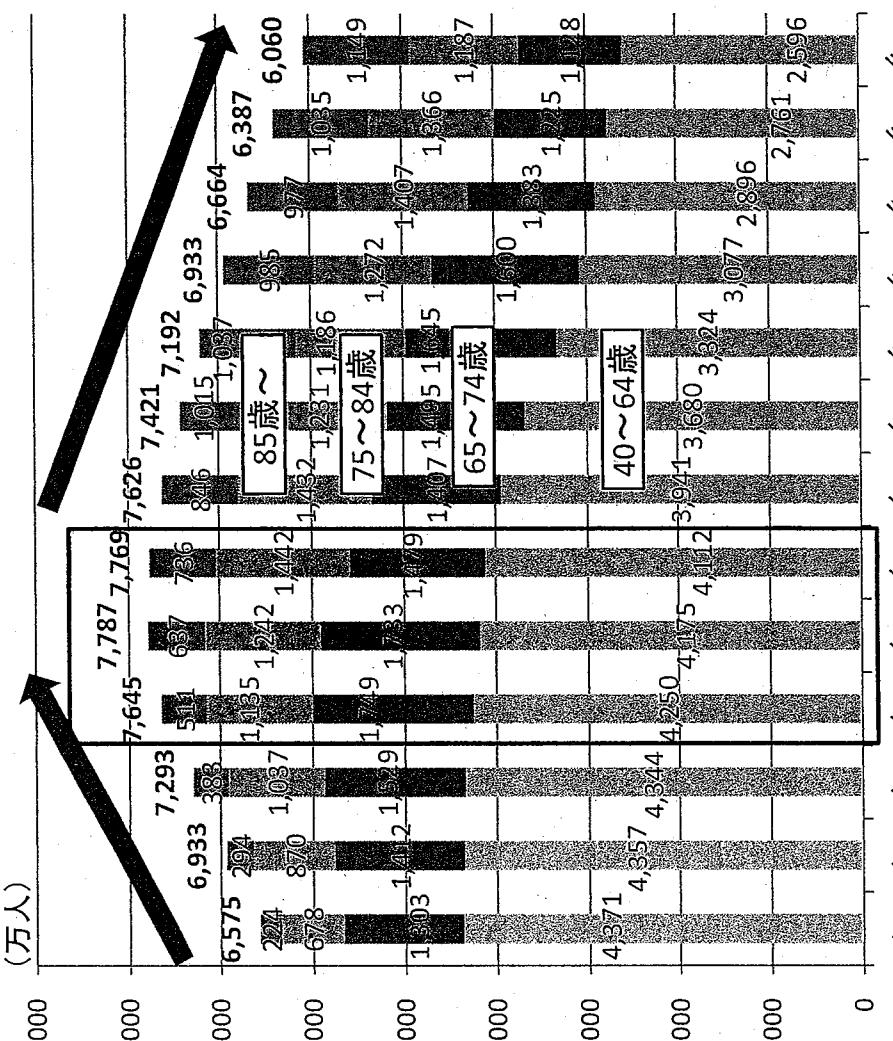
## ○介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



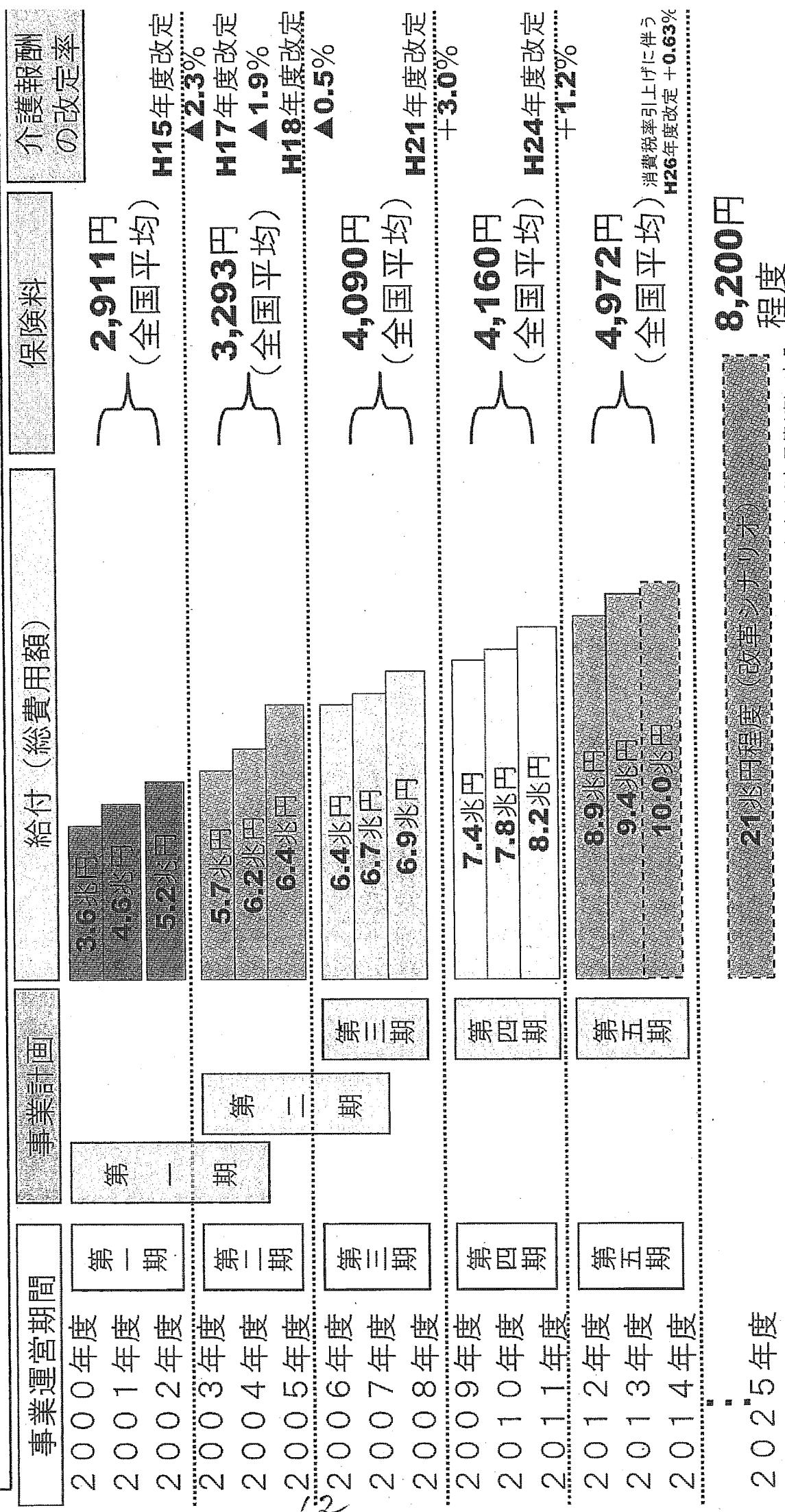
○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2025年以後は減少する。



(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計  
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

# 介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。



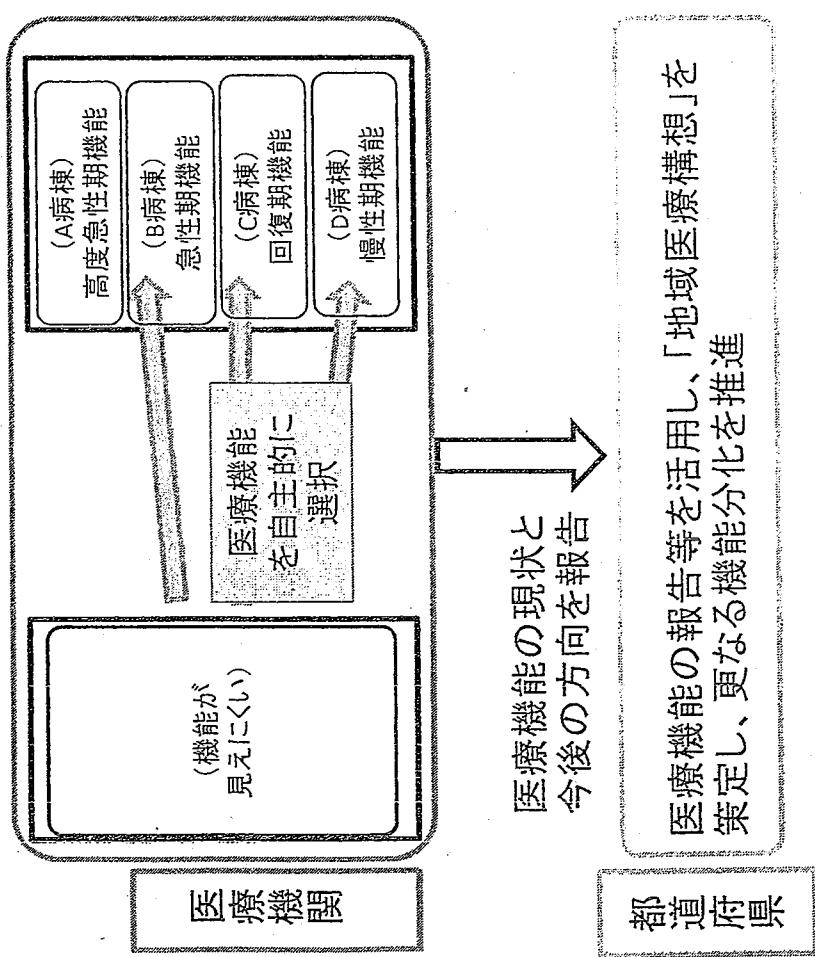
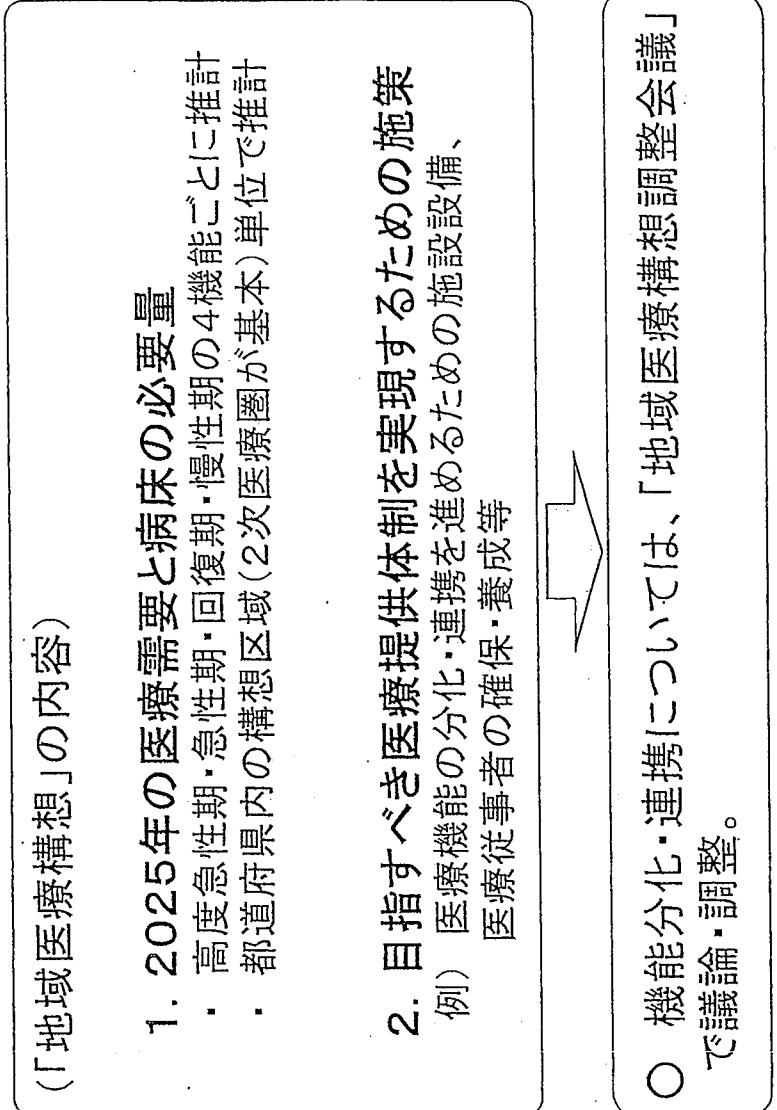
## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を中途に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
  - 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



## 地域医療構想について

- 昨年の通常国会で成立了「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)  
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成し、平成27年3月に発出。



# 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会

## 1. 概要

- 都道府県は、平成27年度以降、地域医療構想を策定することとされているが、それに当たり、厚生労働省は、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報も踏まえて、ガイドラインを策定し、都道府県に示すこととしている。また、都道府県は、医療関係者、医療保険者等の関係者との「協議の場」を設け、地域医療構想の達成の推進について協議を行うこととしている。さらに、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報の公表の公表のあり方等を地域医療構想に係る議論の中で検討することとしている。

- こうした地域医療構想の達成の推進に必要な事項について検討するため、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」を開催。平成26年9月から検討を開始し、平成27年3月まで9回の会議を開催。以下の検討事項について議論し、とりまとめた。

## 2. 検討事項

- 地域医療構想のガイドラインについて
- 協議の場の設置・運営に関する事項について
- 病床機能報告の公表等に関する事項について
- その他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について

## 3. 構成員(○は座長、○は座長代理)

- 相澤 孝夫 (日本病院会副会長)  
安部 好弘 (日本薬剤師会常任理事)  
石田 光広 (福岡市役所福祉部部長)  
○遠藤 久夫 (学習院大学経済学部部長)  
○尾形 裕也 (東京大学政策ビジョン研究センター特任教授)  
加納 繁照 (日本医療法人協会会長代行)  
・齋藤 訓子 (日本看護協会常任理事)
- 櫻木 章司 (日本精神科病院協会政策委員会委員会委員長)  
清水 信行 (東京都奥多摩町福祉保健課課長)  
・武久 洋三 (日本慢性期医療協会会长)  
・土居 文朗 (慶應義塾大学経済学部教授)  
・中川 俊男 (日本病院会副会長)  
・西澤 寛俊 (全日本病院協会会长)  
・花井 圭子 (日本労働組合総連合会総合政策局長)
- ・邊見 公雄 (全国自治体病院協議会会長)  
・本多 伸行 (健康保険組合連合会理事)  
・松田 晋哉 (産業医科大学医学部教授)  
・山口 育子 (NPO法人ささえい医療人権センターCOML理事長)  
・渡辺 謙一郎 (奈良県医療政策部部長)  
・和田 明人 (日本歯科医師会副会長)

## 4. ガイドライン

平成27年3月31日 ガイドラインを都道府県に発出

## 2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 地域医療構想は、都道府県が構想区域（原則、二次医療圏）単位で策定。よって、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 医療機能（高度急性期機能・急性期機能・慢性期機能・回復期機能・慢性期機能・回復期機能・慢性期機能）ごとに、医療需要（1日当たりの入院患者延べ数）を算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。

医療機能	2025年の医療需要
高度急性期機能	〇〇〇〇人／日
急性期機能	□□□□人／日
回復期機能	△△△△人／日
慢性期機能	▲▲▲▲人／日

↑

病床稼働率で割り戻して、病床数に変換

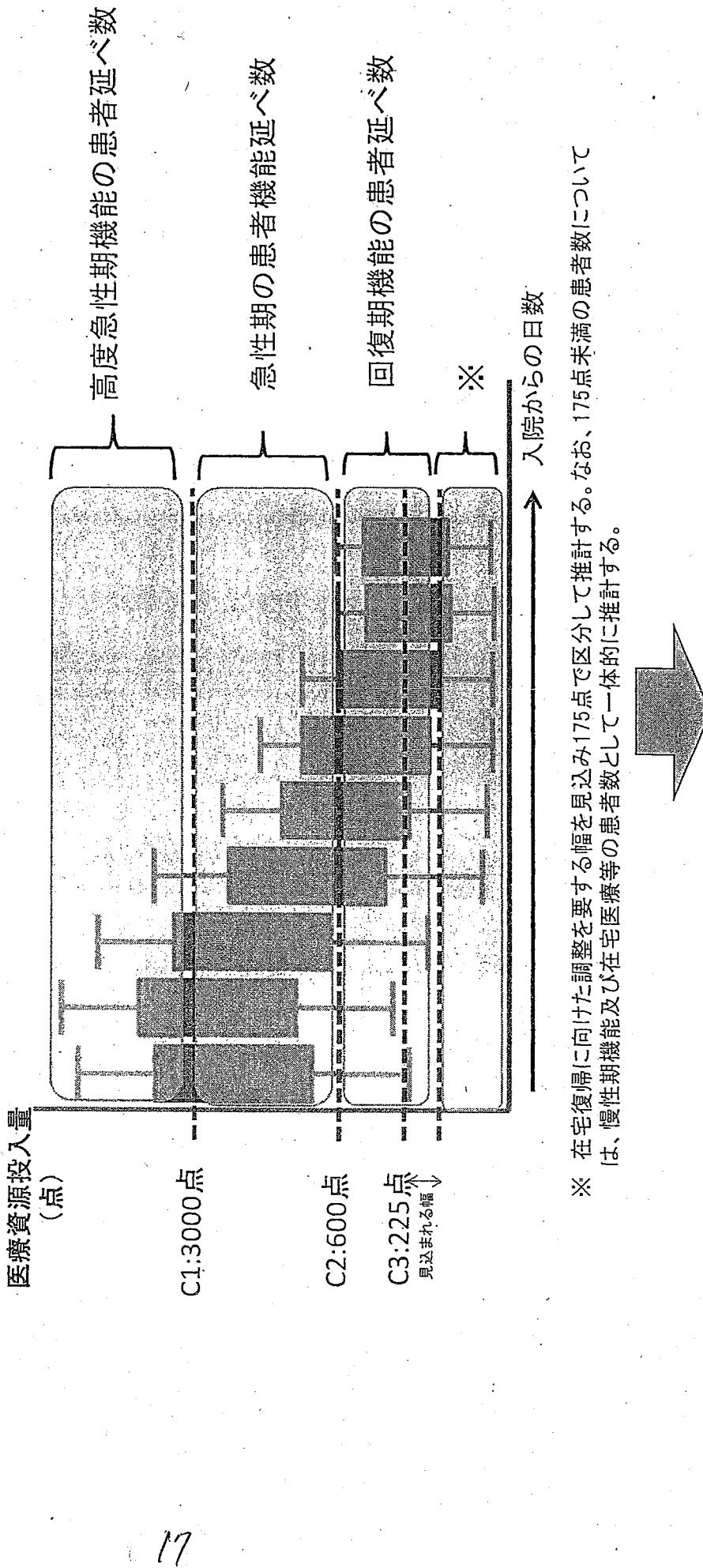
都道府県が構想区域で  
推計

2025年の病床数の必要量	
〇〇〇〇床	
□□□□床	
△△△△床	
▲▲▲▲床	

- 推計に当たり、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案できるよう、NDB（ナショナルデータベース）のレセプトデータやDPCデータを分析する。
- 具体的には、患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値（医療資源投入量）の多寡を見ていく。
- その他、推計に当たっては、入院受療率等の地域差や患者の流出入を考慮の対象とする。

## 高度急性期機能、急性期機能と回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期と回復期との境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)となる医療資源投入量を分析。
- 在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる境界点(C3)を分析した上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み、回復期機能で対応する患者数とする。なお、調整をする幅として見込んだ点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一體的に推計することとする。
- ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を當むことができる場所であって、現在の病院・診療所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期機能の患者数、C1～C2の間にいる患者延べ数を急性期機能の患者数として計算。
- C2を超えている患者延べ数を回復期機能の患者数として計算。



※ 在宅復帰に向けた調整をする幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一體的に推計する。